

第 8 回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成 16 年 3 月 1 日（月） 午後 2 時から

【開催場所】 市役所 5 階 特別会議室

【出席者】

寺本博美、高橋保幸、大西憲一、筒井弘佳、橋本英一、西川博明、花山初子、
米田としゑ、佐藤智基、今井久晴

【事務局】

鈴木市民生活部長、池田環境課長、吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、
環境推進係若山、小山

【協議内容】

1. 環境基本条例の策定について

(1) 市町村合併環境部会の協議経過について

事務局より 2 月 23 日（月）に開催された「市町村合併環境部会」の協議経過について説明した。

新市の環境基本条例については、松阪地方合併協議会では、「新市移行と同時に現在策定中の松阪市環境基本条例により調整する」としており、環境基本条例の中間案について 4 町（飯高町、飯南町、嬉野町、三雲町）の担当者に意見を求めた。条文の修正などの具体的な意見はなかった。

(部会での主な意見)

- 「市民団体」という表現を使っているが、「環境 NPO」や「環境 NGO」が注目されている状況の中で、あえてこの表現を使ったのはどういう意図があるのか。
- 基本理念にも、「水」のことが大きくとりあげられているように思うが、「空気」とかの扱いはどうなのか。
- 固有名詞についての扱いは

出された意見に関しては、策定委員会において議論された事項ばかりであり、部会においては策定委員会の協議結果をお伝えした。

また、「固有名詞の扱い」については、特に前文において固有名詞が使われていることから、新市の環境基本条例の前文をどうするかについて議論された。

(主な意見)

- 特に、条例の前文の部分は重要な部分であるので、新市の環境基本条例では当然修正しなければならない。
- 今策定している環境基本条例は、本年 12 月 31 日までであり来年 1 月 1 日からは新市の環境基本条例となり、当然市域も広がる。
- 4 町にはすでに条例はあるということであるが、新市になった場合には 4 町の既存の条例はどうなるのか。

(事務局)

- 4 町の既存の条例はなくなり、基本的には今策定している条例が新市の条例として制定されることになる。このことから、新市の環境基本条例とするためには、固有名詞が使われている前文を変える必要がある。事務局より、新市の条例の前文案を作成してみた。これについても、皆様のご意見をお聞きしたい。

(結論)

新市の環境基本条例においては、条文は中間案どおりとし前文に関しては、事務局が示した素案を前文案とすることになった。

(2) パブリックコメントについて

事務局より、パブリックコメントについて2月23日（月）より図書館、地区市民センターに条例案を設置し縦覧を開始するとともに、環境課のホームページにも掲載し条例案に対する市民の意見を募集していること。募集期日は3月19日（金）までとしているが、現時点では意見や質問は事務局には寄せられていないことを報告した。

（主な意見）

- 環境シンポジウムを契機にパブリックコメントが寄せられることが考えられる。
- 3月の市の広報に、初めて環境基本条例について掲載されている。これを見て関心を持たれる市民の人も多いのではないか。
- パブリックコメントという習慣が、まだまだ市民に定着していないこともあるのかもしれない。
- 合併を予定している町のホームページにも、パブリックコメントを求める内容を掲載すべきではないのか。
- 合併というのは、調印はしたがあくまで予定であり合併したのではない。だから、パブリックコメントの対象は今の市域で考えるべきである。ただ、（松阪市民でなくとも）松阪市の環境に関心を持ってみえる方のご意見はいただけるようになってきているので、それをどうやって伝えるかということになる。しかし、それを4町のホームページに掲載するのはおかしいと思う。
- 環境シンポジウムを開催すれば、ケーブルテレビや新聞などでも報道されるだろうし、そうすることで市民以外の方にも知ることができる。

2. 環境シンポジウムについて

事務局より、環境シンポジウムについてポスター・チラシの配布の状況、ケーブルテレビのPR放映の実施などPR活動の経過について報告があった。また、別紙の進行表に従い当日の進行について説明した。

3. 今後の予定

次回の策定委員会（3月25日（木））において、最終案をまとめることになった。

次回の会議は、3月25日（木）午後2時より 5階 特別会議室にて開催予定。